

事務連絡
令和5年3月3日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
(公印省略)

一括有期事業に係る労働保険料の適正申告について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長から、労働保険制度においては、同一事業主が二つ以上の一定規模以下の建設の事業や立木の伐採の事業を行うなど一定の要件に該当する場合には、有期事業を一括して一つの事業とみなして適用することとされていますが、この一括有期事業の労働保険料の申告の誤りにより納入の不足等が確認されているため、別添のとおり、一括有期事業の事業主の皆さまに対し、適正な申告・納付を推進することを目的として、リーフレットを作成した旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員の皆様に対し周知下さいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木